

# 令和7年度スタートアップ起業家育成事業実施業務仕様書

## 1 委託する業務の名称

令和7年度スタートアップ起業家育成事業実施業務

## 2 目的

本業務は、イノベーションの創出により短期間で急成長し、地域経済を活性化させ、若者等の憧れとなるようなスタートアップを創出するとともに、新たな取組に積極果敢に挑戦する多様な人材を育成することにより、地域経済の起爆剤となるスタートアップの創出を継続的に輩出することを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 4 業務内容及び実施方法

- ・本業務では、若い世代のアントレプレナーシップの醸成や職業の選択肢として起業やスタートアップを志す人材を育成するため、「高等学校等における起業家教育の支援」や「新規事業開発体験プログラム」を実施する。
- ・また、全国規模のピッチコンテスト出場等を通じた資金獲得により急成長するスタートアップを創出するため、「スタートアップ創出プログラム」を実施する。
- ・さらに、上記取組が、起業家やスタートアップが次々と生まれ育つ好循環につながるよう、成果発表会や先輩起業家等との交流イベント、スタートアップに関するセミナー等を開催し、本県における「スタートアップ機運の醸成」を図る。

### (1) 高等学校等における起業家教育の支援

以下の内容に基づき、高等学校等における起業家教育カリキュラムの作成や授業運営を支援する。

#### ○目標

- ・高校生等のアントレプレナーシップ<sup>\*</sup>を醸成するとともに、職業の選択肢として起業への認識を高める。
- ・高等学校等における起業家教育を促進する。

※ アントレプレナーシップ

チャレンジ精神、創造性、探究心等の「起業家精神」や、情報収集・分析力、判断力、実行力、コミュニケーション力等の「起業家的資質・能力」

#### ○支援対象者

以下の要件を満たす高等学校等<sup>\*1</sup>とする。採択数は7校程度とする。

- ・県内の高等学校等であること。
- ・令和7年度に総合的な探究の時間等において起業家教育プログラム<sup>\*2</sup>を実施予定であること。

・教職員が主体的にプログラムを実施できる体制が整っていること。

※1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、大学及び高等専門学校

※2 中小企業庁が作成している「起業家教育の標準的カリキュラム\*」（原則10～32時間程度）に準じたプログラムもしくは「起業家教育の標準的カリキュラム」を参考にした各校独自の起業家教育プログラム

\*<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyouiku/index.html>

## ○支援内容

高等学校等における起業家教育プログラムの支援に当たっては、学校教育における起業家教育の知見を有する者を参加させることとし、以下の内容を実施する。

- (a) プログラムの実施に当たっては、教職員が主体的に進め、受託者は全体が円滑に進むよう、カリキュラムの作成や授業運営をサポートすること。高等学校等の要望を踏まえ、授業等の内容によっては、受託者が授業等の当日に立ち合い、進行の補助を行うこと。
- (b) 学校独自のカリキュラムの策定を希望する高等学校等に対し、以下の点を踏まえて支援を行うこと。
  - ・各高等学校等の教育方針や取組方針に沿ったカリキュラムを教職員と共に検討すること。
  - ・原則として、地元の金融機関や企業等の地域ネットワークと連携したカリキュラムであること。
  - ・本事業終了後も高等学校等が自立的に運営できるカリキュラムであること。
- (c) プログラム終了後は、運営等で生じた課題や解決策を教職員と共有すること。
- (d) 支援終了後も各高等学校等が継続してプログラムを実施できるよう、学校と地域のネットワーク構築に努めること。
- (e) 教職員や生徒にアンケート調査を行い、本事業による支援の効果を可能な限り測定すること。アンケート内容については、県と協議の上、その承認を得ること。
- (f) 事業に係る費用は、原則として必要と認められる範囲内で受託者の負担とする。

## ○高等学校等の募集・掘り起こし・選定

- (a) 募集説明会を開催し、事業主旨、参加要件、選定方法、支援期間、支援内容等の説明（教職員が参加しやすいようオンラインでの開催も可能）に加え、高等学校等の掘り起こしの実施や応募に係る相談に対応すること。
- (b) 公平かつ公正な選定方法により、7校程度を選定すること。
- (c) 募集要項、申請書の様式や審査項目など、採択に必要な事項については、県との協議により決定すること。

## (2) 新規事業開発体験プログラムの実施

以下の内容に基づき、大学生等に対し、起業やスタートアップに関する知識や事業開発スキルの習得を支援する。

### ○目標

- ・大学生等が事業アイデアの考案から事業検証までの一連の事業開発を体験することで、職業の選択肢として起業やスタートアップを具体的にイメージする。
- ・事業開発スキルの習得を支援し、新たな取組に積極果敢に挑戦する多様な人材を育成する。

### ○支援対象者

起業やスタートアップ、新規事業開発に関心があり、斬新なアイデアや優れた技術を有する高校生や大学生

※原則として、県内の大学等に通学する者とし、県と協議の上決定すること。

### ○プログラムの内容

事業アイデアの考案から事業検証までの一連の事業開発を体験できるプログラムとし、以下の内容を実施する。

- (a) 自身のアイデアや技術を基に事業を開発する手法や起業・スタートアップに関する講義
- (b) 事業アイデアの磨き上げや事業検証に必要な支援

### ○受講者の募集・選定

- (a) プログラムパンフレットを作成するとともに、SNSを活用する等、受講者の掘り起こしに効果的な周知を実施すること。また、県内の大学等に対し、受講者募集への協力を依頼するなど、積極的に受講者の掘り起こしをすること。
- (b) 募集説明会を開催し、プログラム主旨、受講要件、受講者の選定方法、プログラム内容等を説明すること。
- (c) 公平かつ公正な選定方法により、受講希望者から20名程度を選定すること。  
※受講者は、県と協議の上、選定すること。

## (3) スタートアップ創出プログラムの実施

以下の内容に基づき、全国規模のピッチコンテスト出場等を通じた資金獲得や業務提携を支援する。

### ○目標

イノベーションの創出により短期間で急成長するスタートアップを創出する。

## ○支援対象者

革新的なアイデアや技術により創業する者または創業から間もない者（第2創業等の新たな事業を開始する者を含む）であり、全国規模のピッチコンテスト出場等を通じた資金調達を達成し、加速度的な事業拡大を目指す者

※原則として、以下のいずれかに該当する者とし、県と協議の上、決定すること。

- (a) 山口県内に本社、支社又は事業所等を有する者
- (b) 山口県内において、起業を予定している者
- (c) 山口県内に新たに、本社、支社又は事業所等を設置する予定の者など、  
県が適当と認める者

## ○プログラムの内容

受講者の事業化や事業成長に必要な支援を行うプログラムとし、以下の内容を実施する。

- (a) 国内外市場の獲得等の成長戦略策定支援
- (b) 大規模ピッチコンテスト等での投資家への効果的なPR手法の指導など、実践を交えて訓練するピッチトレーニングの実施
- (c) 全国規模のピッチコンテスト出場等を通じた資金獲得や事業提携を支援するとともに、ピッチコンテスト出場後のフォローアップによる資金獲得等を支援

## ○受講者の募集・選定

- (a) プログラムパンフレットを作成するとともに、SNSを活用する等、受講者の掘り起こしに効果的な周知を実施すること。また、県内の創業支援施設、大学、支援機関等に対し、受講者募集への協力を依頼するなど、積極的に受講者の掘り起こしをすること。
- (b) 募集説明会を開催し、プログラム主旨、受講要件、受講者の選定方法、プログラム内容等を説明すること。
- (c) 公平かつ公正な選定方法により、受講希望者から10名程度を選定すること。  
※受講者は、県と協議の上、選定すること。

## (4) スタートアップ機運の醸成

上記(1)～(3)の取組が、起業家やスタートアップが次々と生まれ育つ好循環につながるよう、学生や潜在創業予定者、起業家、支援者等を対象とし、成果発表会や先輩起業家、支援者等を招いた交流イベント、起業やスタートアップ、事業開発に関するセミナー等を開催する。

## ○実施内容

概ね以下の内容を実施する。

### ①交流イベント

上記(1)～(3)の取組の成果発表会、資金調達実績のある先輩起業家やスタートアップを志す者、支援者等との交流イベント等

### ②セミナー

スタートアップの概念、資金調達をはじめとする知識の習得等

### ③ワークショップ

アイデアソンやハッカソン等のアイデア創出体験やプロトタイプ制作体験 等

#### ○実施回数

計 8 回程度

#### ○留意事項

本県におけるスタートアップ機運を最大限高められるよう、周知方法や開催場所や時期、時間帯等について工夫すること。

#### (5) 事業実施準備業務・事業運営業務・その他の業務

- ① 受託者は、全ての業務について、委託者である山口県（以下、「県」という。）と密に連絡を取り合い、協議、相談しながら進め、実施すること。
- ② 事業全体のスケジュールについて可視化し、県や関係者と調整を行い、事業開始時及び県の求めに応じて提示すること。
- ③ 事業の実施に当たっては、各種情報収集を行い、コンプライアンスを遵守しつつ、得られた情報を広く公開し、事業の周知及び支援対象者の周知に努めること。また、得られた情報を業務内容の（１）～（４）に活かす等して、より多くの参加が得られるよう内容を工夫するとともに、開催場所や時期、時間帯については、できるだけ各者が参加しやすいよう工夫すること。
- ④ 各事業への参加者について、事務局の役割を担い、管理等を行うこと。（参加者の把握、名簿の作成・情報管理・調整等）
- ⑤ 支援対象者の活躍（全国規模のピッチコンテストへの出場や資金調達等）や起業状況、支援効果が確認できる場合は速やかに県に報告すること。また、マスコミ等を活用し周知を図ること。
- ⑥ 各業務の実施状況は、適宜写真や動画等で記録に残すこと。
- ⑦ 事業に係る会場の確保、必要器材の準備、資料の印刷・配布、受付、司会進行、参加者との連絡など、事業の実施に必要な業務を行うこと。
- ⑧ 事業実施に当たっては、県内の金融機関や支援機関、大学等と連携するとともに、本県のスタートアップ支援体制推進の取組と密に連携すること。
- ⑨ 事業実施に要する経費については、合理性や経済性を検証することが可能な根拠資料等を備えることとし、県からの求めに応じ適宜提供すること。

#### (6) 報告書の提出

受託者は月ごとの業務実施状況について、毎月報告書を作成し、実施月の翌月 10 日までに県に提出するとともに、委託業務完了時には事業報告書を提出すること。

事業報告書には下記の内容を記載し、写真を掲載する等して、見やすさ・分かりやすさに配慮すること。

- ① 実施内容（実施日、回数等）※メンタリング実施日時等も含む
- ② 実施成果
  - ・受講者の事業計画の概要、進捗等活動実績等

- ・ピッチコンテスト出場実績や資金調達実績等
- ・事業提携や売上の増加、マスコミでの取り上げ等
- ・各業務で実施したアンケートの結果

③ 上記①②を踏まえた、事業効果の考察

## 5 スケジュール

概ね、以下の要領に基づき実施すること。

### ○高等学校等における起業家教育の支援

- ・周知、募集、募集説明会 5月上旬
- ・参加校の審査・決定 5月下旬
- ・起業家教育の支援の実施 6月上旬から3月末

### ○新規事業開発体験プログラム

- ・周知、募集、募集説明会 6月中
- ・受講者の審査・決定 7月上旬
- ・講義や事業アイデアの磨き上げ 7月中旬から9月末
- ・事業検証の支援 10月上旬から3月末

### ○スタートアップ創出プログラム

- ・周知、募集、募集説明会 6月中
- ・受講者の審査・決定 7月上旬
- ・成長戦略策定支援・ピッチトレーニング 7月中旬から12月末
- ・資金獲得や業務提携の支援 7月中旬から3月末

### ○スタートアップ機運の醸成

6月上旬から3月末

## 6 成果品

### ・事業報告書

報告書データ（PDF）、報告書に使用した写真データ（JPEG）、アンケート回答・取りまとめ結果等を収録したCD 1枚

### ・納入場所

山口県産業労働部経営金融課経営支援班

## 7 委託料の支払

6の成果品が検査に合格したときは、委託者に委託料の支払いを請求することができる。委託者は正当な委託料の請求があったときは、支払い請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受託者に支払うものとする。

## 8 その他

- ・業務の遂行に於いて疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に迅速かつ的確に従うものとする。
- ・本仕様書に関して疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて県と協議の上、これを解決するものとする。

- ・事業者及び事業遂行者は、業務の遂行に際して知り得た情報等について、いかなる理由をもっても業務期間中及び業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。
- ・受託者は情報漏洩に対する措置を講じること。
- ・本業務によって得られた情報や作成物は県に帰属するものであり、支援対象者や交流会参加者等の各情報、WEBコンテンツ、PRツール、報告書、プログラム名称等の著作物及び著作権は県に帰属する。